

# 令和5年度集団指導 ～介護老人保健施設～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和6年3月  
富山県厚生部高齢福祉課  
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

## ◎基準条例等について

- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 基準告示：「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年 厚生省告示令第21号）
- ▶ 基準省令解釈通知：「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年老企第44号）
- ▶ 留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年 老企第40号）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。

# I . 運営に関する事項

# 事例 1 : 施設の変更手続きについて

## 指摘事項

談話室等の施設の配置や使用目的を、手続きを行わずに変更している。

### ●ポイント

改修等の大規模変更でない場合も、施設の配置や使用目的の変更の場合には変更手続きが必要。（事前に県に相談すること。）

### ●根拠法令等

#### ・介護保険法施行規則第136条第2項

介護老人保健施設の開設者が、法第九十四条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号（敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。）、第七号、第八号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。）及び第十四号（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号（入所定員に係る部分に限る。）に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。

# 事例 2 : 管理者の変更について

## 指摘事項

管理者の変更について、事前に知事の承認を受けていない。

### ●ポイント

- 老健の管理者を変更する場合は、事前に知事の承認を受ける必要があり、承認基準は次のとおり。
  - ・原則、医師であること
  - ・専ら当該老健の職務に従事する常勤の者であること（管理上支障がない場合は、他施設等において兼務が可能となる場合がある）
  - ・当該老健の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと
  - ・医療法人においては、法人の理事であること
- 管理者承認申請書の様式については、担当者に個別に問い合わせること。
- 知事の承認を受けた後に管理者を変更し、変更後10日以内に変更届を提出すること。

### ●根拠法令等

- ・介護保険法第95条  
介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

# 事例 3 : 身体拘束の廃止について

## 指摘事項

身体拘束等の適正化のための研修を年 2 回以上実施していない。

### ●ポイント

- ・身体拘束は、高齢者虐待に該当する行為であり、原則禁止されている。
- ・当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合のみ身体拘束が認められていることから、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の 3 要件を満たすことを「施設全体で検討・判断」した「過程」の記録が必要。
- ・記録を行っていない、委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、指針を整備していない又は年 2 回以上研修を実施していない場合は、身体拘束廃止未実施減算（所定単位数の100分の10）となる。

# 事例3：身体拘束の廃止について

## ●根拠法令等

### ・県条例第16条

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

### ・留意事項通知第2の6(7)

身体拘束廃止未実施減算については、(中略)措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

# 事例 4 : 運営規程等の整備について

## 指摘事項

- ・ 運営規程の「施設利用に当たっての留意事項」については、施設サービスの提供を受ける際に入所者が留意すべき事項を定めるべきとされているにも関わらず、施設側が留意すべき事項を記載している。
- ・ 運営規程の変更届が提出されていない。
- ・ 利用料の利用者負担について、2割及び3割の場合が明記されていない。
- ・ 利用料の「その他の日常生活費」について、具体的な内容が明記されていない。

## ●ポイント

- ・ 入所者が留意すべき事項とは、入所生活上のルール、設備利用上の留意事項等を指す。
- ・ 運営規程の変更については、10日以内に変更届を提出する必要がある。
- ・ 利用料の利用者負担割合は、1割負担だけでなく、2割負担及び3割負担の場合の記載もすること。
- ・ 「その他の日常生活費」の費用の徴収を行う場合は、運営規程等においてその内容及び費用の内訳を記載すること。



# 事例4：運営規程等の整備について

## ●根拠法令等

### ・介護保険法第99条

介護老人保健施設の開設者は、第九十四条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該介護老人保健施設を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

### ・県条例第29条

介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第35条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

# 事例4：運営規程等の整備について

## ●根拠法令等

### ・解釈通知第4の9 利用料等の受領

(3) 同上第3項は、介護保険施設サービスの提供に関して、

①～⑤ (略)

⑥前各号に掲げるもののほか、介護保険施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに入所者から支払いを受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めないこととしたものである。

### ・解釈通知第4の24 運営規程

(2) 施設の利用に当たっての留意事項

入所者が介護保険施設サービスの提供を受ける際に入所者が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。

# 事例5：記録の保存について

## 指摘事項

契約書等において、記録の保管期間が2年間とされている。

### ●ポイント

記録の保管期間は完結の日から5年間とすること。

### ●根拠法令等

#### ・県条例第42条

介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- (3) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## Ⅱ．報酬及び加算に関する事項

# 事例 1 : 介護保健施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算

## 指摘事項

毎月の末日時点の状況について、算定根拠等の関係書類が整備されていなかった。

### ●ポイント

- ・「(別紙13-1-2) 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」及び算定根拠等の関係書類を施設において保管しておくこと。
- ・要件を満たさなくなった場合は、その翌月は、その要件を満たすものとなるよう必要な対応を行うこととし、それでも満たさない場合には、満たさなくなった翌々月に届出を行い、当該届出を行った月から該当する基本施設サービス費及び加算を算定する。

### ●根拠法令等

・留意事項通知第2の6(2)

イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における短期入所療養介護[介護保険施設サービス]について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(iii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費若しくは経過ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定することとなる。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)

□ 当該基本施設サービス費の算定根拠等の関係書類を整備しておくこと

# 事例 2 : 夜勤職員配置加算

## 指摘事項

- ・ 月ごとに要件を満たすことを確認できる記録が整備されていない。
- ・ 「1日平均夜勤職員数」の計算に誤りがある。

### ●ポイント

- ・ 本加算の算定にあたっては、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除して得た「1日平均夜勤職員数」が、夜勤職員基準で定める数以上であることが要件である。
- ・ 要件を満たすことを暦月ごとに計算し、記録を残すこと。

### ●根拠法令等

- ・ 留意事項通知第2の6(10)

夜勤を行う職員の数、1日平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

# 事例3：ターミナルケア加算

## 指摘事項

- ・ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した記録が確認できない。
- ・ 随時本人又はその家族へ説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていることが確認できない。

### ●ポイント

- ・ 医師の診断を記録に残すこと。
- ・ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、その説明日時、内容等を記録するとともに、同意を得た旨記載しておくこと。

### ●根拠法令等

- ・ 留意事項通知第2の6(17)

イ ターミナルケア加算は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援することを主眼として設けたものである。

ヘ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、その説明日時、内容等を記録するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。

# 事例 4 : 所定疾患施設療養費

## 指摘事項

所定疾患施設療養費について、算定開始年度の前年度の実施状況が公表されていない。

### ●ポイント

- ・算定開始年度の翌年度以降は、施設の前年度における入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表すること。
- ・前年度の実施状況は、毎年4月に遅滞なく公表すること。

### ●根拠法令等

- ・留意事項通知第2の6(33)(34)
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。



# 事例 5 : サービス提供体制強化加算

## 指摘事項

加算の要件となっている職員の割合について、加算算定年度の前年度実績の記録が整備されていない。

### ●ポイント

- ・ 職員の割合の算定に当たっては常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。
- ・ 既に当該加算の届出をしている施設は、毎年度、算定要件を満たしているか実績を計算すること。
- ・ 上記計算の結果、加算状況に変更がない場合は次年度の届出は不要であるが、計算根拠を施設において保管しておくこと。加算状況に変更がある場合は、毎年4月1日までに県へ届け出ること。

### ●根拠法令等

- ・ 留意事項通知第2の6(45)
- ① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。

# ※ 受講確認の入力をお願いします ※

- ▶ 受講が終わりましたら、受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。
- ▶ 回答期限：**令和6年6月30日（日）**
- ▶ 入力はこちらから（**介護老人保健施設**）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=K2wVEC31>